

排水設備申請関係書類作成要領

令和7年7月改訂
綾部市下水道課

排水設備工事に係る申請書類の作成について、以下のとおり定めますので、書類作成に当たっては十分ご注意ください。

なお、排水設備の設計・施工に当たっては、綾部市下水道課発行の排水設備工事基準（平成7年3月）、及び綾部市公共下水道排水設備工事 設計・施工主要基準（平成8年7月）に基づいて行ってください。

基準については、綾部市のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

以下、排水設備計画確認申請書は「計画申請書」、既設排水設備認定申請書は「既設申請書」、排水設備計画変更記録は「変更記録」、排水設備工事完了届は「完了届」とそれぞれ略称で記載します。

1. 排水設備計画確認申請書の作成について

条例により、排水設備等の計画が、法令等の規定に適合しているか、計画申請書を提出し、確認を受けなければならないと定められています。

排水設備に係る工事を行う場合は、必ず計画申請書を提出し、確認を受けてから着手してください。

1)日付

計画申請書の提出年月日（下水道課に提出する日）を記入してください。

2)あて先

綾部市長名を記入してください。

3)申請者

申請者は設置義務者が基本となります。

設置義務者は、下水道法第10条に規定されている土地所有者、建物所有者となります。

住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入し、押印（認印で可）してください。

新築等で設置場所に申請者が居住していない場合は、現住所を記入してください。

申請者が法人である場合は、住所の欄には主たる事務所の所在地、氏名の欄には名称、及び代表者の氏名を記入し、法人登録印、及び代表者印を押印してください。

申請者のフリガナ、電話番号等、記入漏れのないよう注意してください。

4)設置場所

排水設備の設置を計画している建物の住所を記入してください。

地番は正確に記入してください。

なお、設置する建物が2棟以上あるなど、地番が2筆以上ある場合は、代表地番の記入で構いません。

5)工事の種類

工事とは排水設備工事を示しますので、既に住居として生活に供されている建物であっても、新たに排水設備を設置する場合は新設工事となります。

また、合併処理浄化槽の使用により、既設の排水設備が使用可能な場合でも、新た

に公共下水道（又は集落排水）に接続する工事であれば、新設工事となります。

種類の区分は以下のとおりです。該当する項目に☑をしてください。

なお、申請の設置場所に、既申請の排水設備が設置されている既存の建物を取り壊して、新たに新築される場合、排水設備工事申請審査手数料は新設扱いとなります。

- | | | |
|-------|-----|--------------------------|
| 公 共 | ・・・ | 公共下水道の排水設備工事の施工時 |
| 集 排 | ・・・ | 農業集落排水の排水設備工事の施工時 |
| 浄 化 槽 | ・・・ | 特定地域生活排水処理事業の排水設備工事の施工時 |
| | | |
| (新 設) | ・・・ | 新たに排水設備を設置し、下水道等に接続する場合 |
| (増 設) | ・・・ | 既設の排水設備に、追加して排水設備を設置する場合 |

6)建物の状況

排水設備工事を行う建物について、該当する項目に☑をしてください。

- | | | |
|-------|-----|------------------------|
| 既 築 | ・・・ | 既存の建物。 |
| 新 築 | ・・・ | 新たに建築される建物。 |
| そ の 他 | ・・・ | 一時的な建築物で、近い将来撤去予定のもの等。 |

7)既設の便所

既設の便所の有無に☑をしてください。

有の場合は、（ ）内の該当する項目に☑をしてください。

簡易水洗の場合は、くみ取便所に☑をしてください。

増設工事で、既に便所が水洗化されている場合は、水洗に☑をしてください。

申請する建物が新築の場合、既設便所は無となります。

8)使用水の種類

下水道、集落排水、浄化槽に流入する水の種類に☑をしてください。

（井戸水等には、山水、谷水も含みます。）

なお、散水など、生活用水として下水道等に流入しない水は対象外です。

使用料金に影響しますので、正確に記入してください。

- | | | |
|-----------|-----|----------------|
| 上 水 道 | ・・・ | 上水道のみ使用 |
| 井 戸 水 等 | ・・・ | 井戸水等のみ使用 |
| 上水道・井戸水併用 | ・・・ | 上水道と井戸水等の両方を使用 |

9)排水の種類

排水設備工事を行う建物から排除される排水の種類について、該当する項目に☑をしてください。なお、店舗兼住宅等で、排水の種類が家庭・営業など複数ある場合は、それぞれ該当する項目に☑ををしてください。

上水道を使用している場合は、その用途と整合させてください。

- | | | |
|-------|-----|---------------------------|
| 家 庭 | ・・・ | 一般家庭から排除する排水 |
| | | 店舗兼住宅等で営業所（店舗）部分に水周りがない場合 |
| 営 業 | ・・・ | 営業に関係した排水が含まれるもの。 |
| | | 業種内容を（ ）内に記入してください。 |
| 工 場 | ・・・ | 工場に関係した排水が含まれるもの。 |
| | | 業種内容を（ ）内に記入してください。 |
| そ の 他 | ・・・ | 上記以外の排水。 |

10)工事の期間

排水設備工事の着手予定日と完成予定日を記入してください。

計画確認の審査に約7日間要しますので、計画申請書は着手予定日の7日前までに提出してください。着手予定日間際に提出されますと、審査が間に合わない可能性が高くなりますので、計画申請書は余裕をもって提出してください。

また、計画申請書に不備がありますと、書類の訂正・差替え・追加等をお願いしますので、審査期間が7日間より長くなることがあります。ご注意ください。

新築工事の場合など、基礎工事に併せて配管を施工する場合は、基礎工事までに申請してください。（基礎貫通管の位置、口径、数量に影響します。）

11)排水設備の内容

今回の申請により設置する排水設備の内容を記入してください。

（数量については、添付図書と整合させてください。）

ただし、器具については、今回施工の排水管及びマスに流入する排水を排出させるものを、新設、既設に係わらず全て記入してください。

排 水 管 . . . 管種、管径、延長を記入してください。

器 具 . . . 今回の工事に関連した器具をすべて記入してください。

マ ス . . . 種類別の個数を記入してください。

（防臭マスはトラップ、落差調整マスはドロップに含めてください。）

掃 除 口 . . . 立ち上がり管の口径、及び個数を記入してください。

トラップマスに付随するもの、単独で設置するもの両方の個数を記入してください。

12)所有者の確認

建物及び土地の所有者について、該当する項目に☑をしてください。

所有者が申請者と異なる場合は、それぞれの所有者の承諾が必要となります。

13)戸数・使用人数

戸数は、排水設備工事を行う建物の戸数を記入してください。

母屋と別棟がある場合で、それぞれに上水道の量水器が設置（今回の工事で新たに設置する場合を含む）されている場合は、各々1戸として合計数を記入してください。

使用人数は、排水設備工事を行う建物に生活している人数を記入してください。

（人数の記入漏れが目立ちますので、ご注意ください。）

店舗、事務所等で生活に要しない建物については、常勤の人数を記入してください。

新築の場合は、入居予定人数を記入してください。

アパート等の集合住宅で、1棟に複数の世帯が入居している場合は、各世帯ごとに1戸として、合計の戸数と人数を記入してください。

なお、既存の集合住宅で空室がある場合や、新築の集合住宅で入居者が未定の場合は、戸数のみ記入してください。

14)使用者

今回申請する排水設備を使用する者の住所、氏名（フリガナ）を記入し、押印（認印で可）してください。

申請者自身が使用する場合も、同様に記入してください。

15)建物・土地所有者の承諾

建物及び土地所有者が申請者本人の場合は、承諾の必要はありません。

申請者本人と異なる場合は、それぞれの所有者の承諾が必要です。それぞれの承諾の欄に所有者の住所、氏名（フリガナ記入）を記入し、押印（認印で可）してください。

ただし、他人の土地に排水管を布設する等、他人の土地の一部を使用しなければ排水設備が設置できない場合は、将来の利害紛争を防止するため、その土地所有者の承諾書を作成し保管してください。

また、他人の排水管に接続する等、他人の排水設備の一部を使用しなければ汚水を排除することが困難な場合も、同様に承諾書を作成し保管してください。

16)添付図書

計画申請書に添付する図書に☑をしてください。

記入漏れが目立ちます。注意してください。

添付する図書は、見取図（位置図）、工事明細書、平面図、縦断面図、給水工事許可申請書の写し（給水工事がある場合）です。

その他、必要に応じて構造図、承諾書、カタログ等を添付してください。

申請書は、計画申請書、見取図（位置図）、工事明細書、平面図、縦断面図、その他書類（配管立図、構造図、カタログ等）の順に綴じて、2部提出してください。

なお、給水工事許可申請書の写しは、計画申請書と別に1部提出してください。

17)排水設備指定業者

排水設備の工事は、綾部市下水道排水設備指定業者（以下、排水指定業者という。）以外の者が行うことはできません。

排水指定業者の住所、名称、代表者氏名、電話番号を記入し、押印してください。

指定業者の印については、市に指定業者の登録を行ったときの書類に、押印した社印を使用してください。

また、申請する工事を担当する責任技術者は、市に指定業者専任の登録をしている技術者の氏名を記入し、押印（認印で可）してください。

18)給水指定業者

排水設備工事に伴って発生する給水工事の施工業者名を記入してください。

なお、給水工事は、綾部市指定給水装置工事事業者（以下、給水指定業者という。）以外の者が行うことはできませんので、注意してください。

使用水が井戸水等のみの場合はこの限りではありません。

19)浄化槽設置業者

特定地域生活排水処理事業で排水設備を施工する場合は、浄化槽を設置する業者名（綾部市発注工事の受注業者名）を記入してください。

公共下水道、農業集落排水の場合は、記入不要です。

20)融資あっせん希望

融資あっせんの希望の有無を記入してください。

融資あっせん制度とは、排水設備の工事費を一時的に負担することが困難な人などに対し、市が指定した金融機関に融資のあっせんを行うものです。

融資限度額は、排水設備工事1件に対し100万円です。

（融資金は、排水指定業者の口座に工事費用として直接支払われます。）

対象者、利率、償還方法等、詳細については、下水道課に問い合わせてください。

21)その他(様式、記入方法)

- ① 申請書（添付図書）等の様式は綾部市のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。
綾部市の様式が定められている図書は、指定の様式により作成してください。
- ② 計画申請書等はボールペン等で記入するものとし、鉛筆や容易に消せるペン（高温で無色となるペン等）は不可とします。
記入漏れ、記入誤りなどの単純なミスが目立ちますので、提出前に必ず確認してください。
- ③ この項目の内容は、各書類（計画申請書、既設申請書、変更記録、完了届、使用届）共通ですので、他の書類作成に当たっても注意してください。

22)その他(申請受付等)

- ① 計画申請書の受付は、公共下水道、又は農業集落排水が供用されている区域に限られ、供用開始前の区域は受け付けできませんので、供用開始日以降に提出してください。
供用区域等については、下水道課に確認してください。
特定地域生活排水処理事業による浄化槽へ排水する場合は、綾部市発注の浄化槽設置工事中でも申請できます。
なお、個人設置による浄化槽の排水設備工事についての計画申請書は提出不要ですが、基準に基づいて設計、施工を行ってください。
- ② 除害施設等については、下水道に接続する前に届出を行わなければならないので、対象となる施設の場合は、事前に下水道課と相談してください。

23)その他(計画申請書の副本)

- ① 計画確認申請の承認後、確認済印を押印した計画申請書の副本を返却しますので、工事着手までに下水道課に取りに来てください。
連絡事項を記しておりますので、必ず事前に確認のうえ、着手してください。
- ② この副本は排水指定業者に連絡をして渡しますが、申請者に対して交付したものですので、排水指定業者で確認した後、申請者に渡してください。
本来、排水設備に係る申請は、申請者が行うものであり、必要書類の作成等は、排水指定業者がお手伝い（アドバイス）するものです。

24)その他(仮設トイレ)

排水設備工事等の施工に係り、仮設トイレを下水道施設（公共汚水マス等）に接続する場合は、別途、書類の提出が必要となります。
詳細については、「仮設トイレ設置に係る取扱いについて」を参照してください。
使用料が生じる場合もありますので、必ず提出してください。
また、排水設備工事以外においても、仮設トイレを下水道施設に接続する場合は同様に提出が必要となります。

2. 排水設備計画確認申請書の添付図書の作成について

1)見取図(位置図)

方位の北が紙面の上になるようにして、申請地（工事を行う建物の位置）が明確にわかるよう工事箇所を表示してください。

2)工事明細書

工事費は、各社で設定されている単価により積算してください。

工事明細書に計上する工事内容は、わかりやすく適切に記入してください。

工事明細書の内容は、便所工事費、排水工事費、雑工事費の合計により直接工事費計を算出し、諸経費、消費税を計上し、工事費を算出してください。

工事費の種別は次のとおりです。

便所工事費・・・くみ取便所等から水洗便所に改造するための器具、設置費。
(便所内の工事に係るもの)

排水工事費・・・汚水マス、塩化ビニール管、継手など排水設備工事に係る資材と施工費。

雑工事費・・・土工、舗装・構造物の取壊・復旧、便槽処理等に係る費用

便器、手洗い器等の器具が建築業者からの支給品であり、単価がわからない場合は、器具名を記入し、金額欄、又は備考欄に支給品と記入してください。

様式1枚で書ききれない場合は、別紙を使用してください。

建築工事、給水工事、電気工事等は別途工事費に記入してください。

工事費計等を百円止めや千円止めにする場合は、その旨を備考欄か空きスペースに記入してください。

消費税率の変更が生じる時期において、変更となる日以前に契約を行い、変更となった日以降に申請する場合、契約時の条件として、変更となる前の税率を使用する場合は、その旨を備考欄か空きスペースに記載してください。

融資あっせん制度を受けられる場合は、水洗便所への改造や排水設備を設置する工事費が対象となり、別途工事費は対象となりませんので、記入の際はご注意ください。

3)平面図

縮尺は200分の1以上とし、できるだけ大きく見やすい図面としてください。

器具、マス、排水管の符号、排水管の着色、マス、排水管の記入内容については、排水設備工事基準に記載の設計符号及び平面図記入凡例に従ってください。

特に、記入内容が多く引き出し線が交差する場合は、見やすく、きれいに表示してください。

用紙の大きさについては、A3を基本としますが、工事規模、内容によって変更しても構いません。

方位、縮尺は必ず表記してください。（縮尺はキリのよい値を使ってください。）

枝管の管種、口径、延長も必ず記入してください。

記入漏れが目立ちます。記入のない場合は図面の修正（差替え）を行った後でないと審査を行えない場合がありますので、必ず記入してください。

枝管の口径は排水する種別ごとに、基準に適合した口径としてください。

特に大便器からの排水については、原則として口径100mmを使用することとなっていますので、注意してください。

4)縦断面図

縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1以上とし、明記してください。
(縮尺はキリのよい値を使ってください。)

マス、排水管の記入内容には、排水設備工事基準に記載の縦断面図記入凡例に従い、できるだけ見やすく、きれいに表示してください。

横軸の表記が、数値部と図面部でずれている場合がみられますので、注意して作成してください。

用紙の大きさについては、A3を基本としますが、工事規模、内容によって変更しても構いません。

5)給水工事許可申請書の写し

排水設備工事に伴い、給水工事を行う場合（軽微な場合を含む）は、必ず、給水指定業者から給水工事許可申請書を上水道課に提出し、その申請書の写し（上水道課の受付印のあるもの、表紙のみで可）を添付してください。

（給水工事申請が必要な工事であるにも係わらず、写しが添付されていない場合は、受付できません。）

給水工事許可申請書の提出の要・不要については、上水道課に確認してください。

軽微な場合でも必要となりますので、業者判断で要・不要を勝手に決定せず、上水道課に確認してください。

なお、使用水が井戸水等のみの場合や地元営の簡易水道の場合は提出不要です。

地元営の簡易水道については、上水道課に確認してください。

6)その他

① 配管立図

3階建て以上の建物で、1，2階以外に排水設備工事を施工する場合は、主要な事項を記載した配管立図を作成してください。

② 構造図、カタログ

阻集器、除害施設、ポンプ施設、及び特殊な構造を有する排水管、マス、器具等を設置する場合は、構造図を作成してください。

二次製品の場合は、メーカー名、機種、構造、能力等が記載されたカタログでも構いません。

申請した排水設備工事に関して特別説明の要るものについて、該当する衛生器具等のカタログ（コピー可）を添付してください。

③ 承諾書

他人の土地、又は排水設備を使用しなければその建物の汚水を排除することが困難な場合は、使用する土地、又は排水設備の所有者の承諾書を添付してください。

承諾書は2部作成し、1部は申請書に添付し、残り1部は申請者が保管してください。

3. 既設排水設備認定申請書の作成について

条例により、既設の排水設備等を使用しようとする場合は、あらかじめ書面により届け出て、検査を受けなければならないことが定められています。

既設申請書により書類確認を行い、現地での検査を完成検査と併せて実施します。

1)申請書の提出

合併処理浄化槽からの切り替え工事など、接続しようとする排水設備の大部分が既設である場合には、既設申請書を提出し、認定を受けてください。

既設排水設備が、以前に綾部市下水道課の検査を受けた物件に対して増設する場合は、提出不要です。

2)日付

既設申請書は、計画申請書と併せて提出してください。

計画申請書と同じ日付を記入してください。

3)あて先

綾部市長名を記入してください。

4)申請者

計画申請書の申請者と同じ者を記入してください。

記入方法は、計画申請書に準じてください。

5)使用者番号(※)

記入しないでください。

6)水栓番号(※)

記入しないでください。

7)種別

施設の種別について、該当する項目に☑をしてください。

汚 水 施 設 . . . し尿及び生活雑排水を排水する施設

雨 水 施 設 . . . 雨水を排水する施設

除 害 施 設 . . . 下水道に流す前に有害物質を取り除く施設

そ の 他 . . . その他の排水施設

8)使用水の種類

下水道・浄化槽に排出する水の種類に☑をしてください。

種類の区分は、排水設備計画確認申請書に準じてください。

9)汚水の種類

排出する汚水の種類について、該当する項目に☑をしてください。

事業用汚水、その他については、おおよその排出量を記入してください。

10)設置場所

既設排水設備が設置されている建物等の住所を記入してください。

11)設置時期

既設排水設備が設置された時期を記入してください。
(時期が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。)

12)工事内容

既設排水設備の排水管、マス、器具等の数量を記入してください。

13)工事施工者

既設排水設備の施工を行った者の住所、又は所在地、氏名（名称および代表者）を記入し、押印してください。

今回の排水設備の施工を行う者の名称等ではありません。（同一の場合を除く。）
(本来、既設申請書は、既設排水設備を設置した施工者の責任において申請されるものです。)

14)使用者住所・氏名

既設排水設備を使用している者の住所、氏名を記入し、押印（認印で可）してください。

申請者自身が使用している場合も、同様に記入してください。

15)土地所有者住所・氏名

既設排水設備が設置されている土地の所有者の住所、氏名を記入し、押印（認印で可）してください。

他人の土地又は排水設備を使用している場合は、それらの所有者の承諾書を添付してください。

16)建物所有者住所・氏名

既設排水設備が設置されている建物の所有者の住所、氏名を記入し、押印（認印で可）してください。

他人の建物又は排水設備を使用している場合は、それらの所有者の承諾書を添付してください。

17)使用人数

既設排水設備が設置されている建物に生活している人数を記入してください。

18)敷地面積

既設排水設備が設置されている土地の敷地面積を記入してください。

19)建築面積

既設排水設備が設置されている建物の建築面積を記入してください。

20)添付書類

見取図（位置図）、平面図、縦断面図を添付してください。

その他、必要に応じて、配管立図、構造図、カタログ等を添付してください。

他人の土地、又は排水設備を使用している場合は、それぞれの所有者の承諾書を添付してください。

申請書は、既設申請書、見取図（位置図）、平面図、縦断面図、その他書類（配管立図、構造図、カタログ等）、承諾書の順に綴じて、2部提出してください。

21)注意事項

既設排水設備が、綾部市の排水設備工事基準に適合していない場合は、既設排水設備をそのまま使用することが認められませんので、今回の排水設備工事と併せて改善していただく必要があります。

改善事項がある場合は、連絡（指導）させていただきますので、対応願います。

22)その他(既設申請書の副本)

既設申請書の認定後、確認済印を押印した既設申請書の副本を計画申請書と併せて返却しますので、工事着手までに下水道課に取りに来てください。

この副本は排水指定業者に連絡をして渡しますが、申請者に対して交付したものですので、排水指定業者で確認した後、申請者に渡すようにしてください。

4. 既設排水設備認定申請書の添付書類の作成について

既設申請書に添付する書類の作成については、以下のとおりです。

1)見取図(位置図)

計画申請書に準じて作成してください。

計画申請書と既設申請書を同時に提出される場合は、見取図（位置図）の添付を省略しても構いません。

2)平面図

作成要領は、計画申請書に添付する平面図に準じますが、既設申請書では、既設排水設備に対しての申請となりますので、既設分（破線）を赤色で着色し、新設分（実線）を黒色で表示してください。

（計画申請書に添付する図面と線種は同じですが、着色部分が逆になります。）

3)縦断面図

作成要領は、計画申請書に添付する縦断面図に準じます。

線種、着色方法は既設申請書の平面図と同様に作成してください。

4)その他

① 配管立図

3階建て以上の建物で、1，2階以外に既設排水設備が設置されている場合は、主要な事項を記載した配管立図を作成してください。

② 構造図、カタログ

阻集器、除外施設、ポンプ施設、及び特殊な構造を有する排水管、マス、器具等が設置されている場合は、構造図を作成してください。

二次製品の場合は、メーカー名、機種、構造、能力等が記載されたカタログでも構いません。

③ 承諾書

計画申請書に添付する承諾書と対象者が同じ場合は、既設申請書への添付は省略しても構いません。

④ 除害施設

除害施設がある場合は、関係書類を添付してください。

施設の内容によっては認定に日数を要する場合があります。

5. 排水設備計画変更記録の作成について

条例により、申請内容を変更する場合は、あらかじめ書面により届け出て、確認を受けなければならないことが定められています。

1)変更の手続き

申請した排水設備の計画に、次の項目に該当する変更が生じた場合は、変更記録により変更の内容を事前に下水道課に届け出て、確認を受けてください。

変更の届けが必要な場合については、綾部市のホームページにも記載してありますので、そちらも参照してください。

変更記録の提出について判断しかねる場合は、市担当者に確認してください。

2)変更が必要な場合

① 勾配に影響を与えるマスの変更

段差付きのマスから段差のないマスへの変更、又はその逆
落差調整マスの追加、廃止

② 枝管接続にかかるマスの変更

マスの追加、廃止（ただし、枝管同士の合流によるマス廃止は提出不要）

③ 配管ルートにかかる変更

計画の配管ルートの大部分が変更となる場合
（ただし、勾配が変化しない状態での45度以下の角度調整は提出不要）

④ 綾部市排水設備工事基準を外れる施工を行う場合

基準外への変更はやむを得ない場合以外、認められません。

⑤ 計画変更の内容上、市担当者が提出を必要とした場合

3)申請者住所、氏名

申請者の住所、氏名を記入してください。

4)施工場所

排水設備の設置をする建物の住所を記入してください。

5)確認番号

計画申請書に押印した確認済スタンプに記載されている確認番号を記入してください。

6)変更内容・理由

変更が必要な場合に該当する変更内容、及びその理由を明確に記入してください。

7)添付書類

変更前平面図・変更後平面図・変更後縦断面図を添付してください。

必要に応じて、写真、構造図等の資料を添付してください。

変更記録は、変更記録、変更前平面図・変更後平面図・変更後縦断面図、その他書類（写真、構造図等）の順に綴じて、2部提出してください。

8)排水設備業者

排水指定業者の名称等を記入のうえ、責任技術者の氏名を記入し、押印（認印で可）

してください。

9)市担当者確認、決裁欄(※)

下水道課で記入しますので、記入しないでください。

10)注意事項

変更記録は、変更事項が生じた時点で提出し、許可を受けた後に施工してください。
工事完成後、完了届と併せて提出される場合がありますが、完成後に提出されても意味がありません。

中には重大な変更が綾部市の確認なしに行われている場合や、申請時には基準に適合していたものが、変更後に適合しなくなった場合もみられます。

これらの変更が行われた場合、施工の手直しをお願いすることがあります。

11)その他

変更記録の承認後、副本を返却しますので、変更となる工事を行うまでに下水道課に取りに来てください。

連絡事項等を記している場合がありますので、必ず事前に確認してください。

6. 排水設備工事完了届出書の作成について

条例により、排水設備工事完了後、設置した排水設備が法令等の規定に適合しているかを届け出て、検査を受けなければならないことが定められています。

1)届出日

完了届の提出年月日（下水道課に提出する日）を記入してください。

工事が完了した日から7日以内に遅延なく届け出てください。

2)あて先

綾部市長名を記入してください。

3)届出者

計画申請書の申請者と同一となりますが、施工中に変更となった場合は、新しい申請者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入し、押印（認印で可）してください。

また、完了届提出時に変更事由を担当者に伝えてください。

計画確認申請時に、申請者の住所を現住所（新築により設置場所と異なる申請時の居住地）にした場合に、完成時に申請者が設置場所に居住、又は近々に居住する予定の場合は、新住所（設置場所の住所）を記入してください。

記載方法は、計画申請書に準じてください。

4)設置場所・工事の種類・排水の種類

記載方法は、計画申請書にそれぞれ準じてください。

5)確認番号・確認年月日

計画申請書に押印した確認済印に記載されている確認番号、及び確認年月日を記入してください。

6)工事着手日

排水設備工事に着手した日を記入してください。

7)工事完了日

排水設備の工事が完了した日を記入してください。

工事の完了とは、排水設備工事費内訳書に計上している便所工事、排水工事、雑工事が完了した日としますが、別途工事費に計上している工事が完了しなければ排水設備の使用に支障が出る場合は、関連する別途工事が完了した日をもって完了の日とします。

新築の場合は、建物の建築工事が完了した日をもって完了の日とし、外構工事は関係ないものとします。

ただし、建物の引き渡し前等で、申請者が下水道等を使用しない状況においては、外構工事を含めて完成した日を完了の日として提出することができます。

8)設計工事費

申請時に算出した排水設備の工事費（別途工事費を除く）を記入してください。

9)精算工事費

完成時に精算した排水設備の工事費（別途工事費を除く）を記入してください。

10)工事の内容

完成した排水設備（排水管、マス、便器）の数量を記入してください。

11)排水設備指定業者

記載方法は、計画申請書に準じてください。

12)添付書類

① 見取図（位置図）

付近見取図の添付は任意としますが、申請時において修正等の指示があった場合は必ず添付してください。

② 工事明細書、平面図、縦断面図

工事明細書、平面図、縦断面図を添付してください。

③ その他資料

配管立図、構造図、カタログ、工事写真等、届出に必要と思われる書類があれば添付してください。

④ 下水道等接続に係る最終くみ取確認書

くみ取便所、又は浄化槽から水洗便所に改造した場合は、「下水道等接続に係る最終くみ取確認書」（以下、くみ取確認書という。）を提出してください。
新築等で既設の便所がない場合は、提出不要です。

提出日、最終くみ取申請日、くみ取実施日は必ず記入してください。

提出日の日付は、完了届と同じ日付を記入してください。

⑤ 提出部数

届出は、完了届、（見取図（位置図））、工事明細書、平面図、縦断面図、その他書類（配管立図、構造図、カタログ等）の順に綴じて、2部提出してください。

くみ取確認書は、完了届に添えて1部提出してください。

13)その他(完了届の副本)

- ① 完成検査終了後、検査済印を押印した完了届の副本を返却しますので、下水道課に取りに来てください。（検査日から約1週間で返却します。）

長期間取りに来られないまま放置されている場合がありますので、遅くならないように取りに来てください。

- ② この副本は排水指定業者に連絡をして渡しますが、申請者に対して交付したものですので、排水指定業者で確認した後、申請者に渡すようにしてください。

本来、排水設備に係る申請は、申請者が行うものであり、必要書類の作成等は、排水指定業者がお手伝い（アドバイス）するものです。

7. 排水設備工事完了届出書の添付図書の作成について

完了届に添付する図書の作成については、以下のとおりです。

1) 工事明細書

設計金額は黒字、精算金額は赤字で記入してください。

申請時の工事明細書を使用し、精算金額の欄に記入するか、新たに明細書を作成してください。

精算金額が設計金額と同じであっても、必ず金額を記入してください。

申請時に工事明細書の修正（精算時での修正）を指示した場合は、設計金額の欄は申請時のままとし、精算金額の欄で修正してください。

新たに工事明細書を作成する場合は、設計金額の欄を正しいものに修正し、精算金額の欄を記入しても構いません。

消費税率の変更が生じる時期において、変更となる日をまたぐ工期により、申請時と完成時で税率が変わる場合は、それぞれの税率を備考欄か空きスペースに記載してください。

また、工事契約時の条件として、申請時と完成時で同じ税率を使用する場合も、その旨を備考欄か空きスペースに記載してください。

2) 平面図、縦断面図

出来形に基づき、それぞれ作成してください。

作成方法は計画申請書に添付する平面図、縦断面図に準じます。

完了届に添付された図面をもとに完成検査を行いますので、現場をよく確認のうえ、正確に作成してください。（完成検査時に、図面と現場の相違が見受けられます。）

また、完了届提出後、外構工事等により、図面の内容に変更が生じた場合は、検査までに変更後の図面を提出してください。

（汚水マスを含めて、排水設備は排水指定業者が施工するものであり、指定業者以外の者が施工するものではありません。）

4) その他

① 配管立図

申請時に添付した配管立図に変更があった場合は、出来形に基づき作成してください。

② 構造図

申請時に添付した構造図に変更があった場合は、出来形に基づき作成してください。

また、二次製品の使用で申請時と変更があった場合は、実際に使用した製品の必要事項が記載されたカタログを添付してください。

③ カタログ

特殊製品を使用した場合は、そのカタログ（コピー可）を添付してください。

また、申請時に計画していなかった衛生器具を使用し、特に説明が必要なものについては、その器具のカタログ（コピー可）等を添付してください。

④ 工事写真

排水設備の機能面で特に流水や防臭に関し重要と思われる箇所、及び破損が心配される排水管の防護箇所などで、完了検査時に外面から確認することができな

い部分（床下、壁の内側、埋設部分等）は写真を撮影し、添付してください。

5)下水道等接続に係る最終くみ取確認書

くみ取便所、又は浄化槽から水洗便所に改造した場合は、便槽、又は浄化槽の最終くみ取（通常は専門業者が実施）を行い、くみ取確認書を提出してください。

最終くみ取時に現地で受け取る確認証（A6～B6サイズ程度）での提出は不可とします。

なお、便槽等が複数ある場合は、それぞれに作成して提出してください。

くみ取確認書は、完了届提出時に併せて提出してください。

① 提出日

完了届と同じ日付を記入してください。

② 申請者

完了届の申請者と同一としてください。

③ 設置場所

完了届の設置場所と同一としてください。

④ 登録者氏名

綾部市衛生公苑にくみ取の登録をしている者の氏名を記入してください。

⑤ 形式・能力

浄化槽の場合は、処理方式、人槽を記入してください。

便槽の場合は、一般家庭用便槽を○で囲ってください。

⑥ 最終くみ取申請日

綾部市衛生公苑に申請した日を記入してください。

⑦ くみ取業者

最終くみ取を実施した業者名を記入してください。

⑧ くみ取実施日及び業者確認印

最終くみ取を実施した日を記入し、くみ取業者の確認印を押印してください。

8. 排水設備工事完成検査について

1)完成検査

完成検査は、特別な場合を除き、申請者、排水指定業者、下水道課の3者により、完了届提出後14日以内に実施します。

検査は、申請書（完了届）に記載された責任技術者が立ち会うものとします。

給水工事がある場合、上水道課による給水設備の検査を併せて行う場合があります。（給水工事に係る検査の有無は、上水道課に確認してください。）

2)検査日

検査は、原則として平日の午前9時から午後5時（昼休みを除く）の間に行います。どうしても都合が悪い場合は、下水道課と相談してください。

検査日の日程調整は申請者と排水指定業者間で行ってください。

完了届提出前に、あらかじめ申請者の希望日等の確認をしておいてください。

（完了届提出時に、担当者が在席している場合は、その場で日程調整を行いますが、事前確認があると検査日の決定が容易に行えますので、ご協力ください。）

給水工事の検査がある場合は、両方の完成検査を同時に行うことを基本とします。

（上水道課への連絡は、給水指定業者、又は排水指定業者から行ってください。）

3)検査要領

現地での検査は、完成図面に基づき、管路の延長、マスの深さ等の測定、鏡とライトによる管路内状況の確認などを行います。

（検査の補助は、排水指定業者でご協力いただきますようお願いいたします。）

また、建物内等に設置されている排水器具から適正に排水されているか確認します。

なお、図面と現場の相違が大きい場合には検査を中止する場合があります。

4)手直し等

完成検査において、図面と現場が一致していない場合、重大なものや基準に適合していないものについては、手直しの指示を行います。

軽微なものについては、図面の訂正、差替えを指示します。

手直しの指示を受けた場合は、速やかに手直しを行い、下水道課の再検査を受けてください。

書類（図面）訂正の指示を受けた場合は、速やかに書類を訂正し、再提出してください。

5)その他

- ① 新築工事において、建物の引き渡し前に完成検査を希望される場合、基本的に検査は3者立会いによって行うものであることから、申請者に立ち会ってもらえるよう調整してください。

どうしても都合が悪い場合は、排水指定業者と下水道課の2者（又は、建築業者を含めて3者）で行いますが、下水道課から配布する「下水道使用に当たってのお願い」等の書類は確実に申請者に渡し、説明を行ってください。

- ② 排水設備工事が完了し、完成図面作成後から完成検査までの間に外構工事等により汚水マスの高さが変わった場合は、現地での検査ができませんので、完成図面の訂正、差替えを行ってください。（汚水マスの施工は排水指定業者が行うものであり、外構工事業者が行うものではありません。）